

# 新冠町地域防災計画

## 第 2 章

### 防 災 組 織

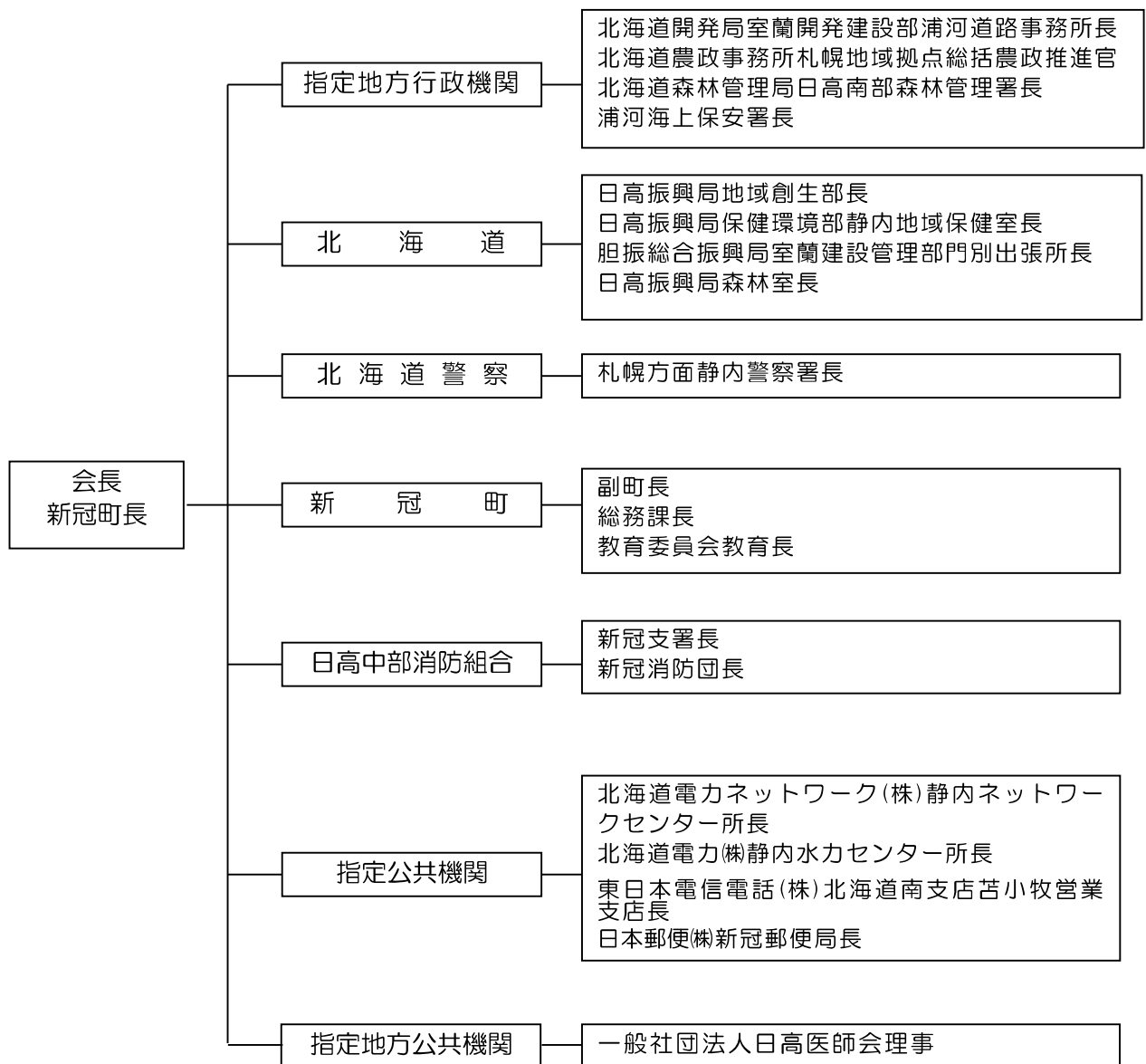
## 第2章 防災組織

### 第1節 組織計画

#### 第1 防災会議の組織

基本法第16条第6項の規定に基づき制定された新冠町防災会議条例（昭和38年条例第7号）により、町長を会長として同条例に定められた委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては、当町の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、組織相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

#### 1 防災会議組織図



## 2 防災会議委員名簿

役職名	機 関 名	役職名	住 所	窓口係	電話番号	摘 要
会 長	新 冠 町	町長	北星町 3-2	総務課 総務グループ	(0146) 47-2111	
委 員	北海道農政事務所 札幌地域拠点	総括農政 推進官	札幌市中央区南22 条西6丁目2-22	日高地区 担当	(011) 330- 8821	
//	北海道森林管理局	日高南部森林 管理署長	新ひだか町静内緑 町5丁目6-5		(0146) 42-1615	
//	北海道開発局 室蘭開発建設部	浦河道路 事務所長	浦河町堺町西 4丁目8-1		(0146) 22-2206	
//	日高振興局	地域創生部長	浦河町栄丘 東通56	危機対策室 主査危機対 策(危機対策)	(0146) 22-9075	
//	日高振興局保健環境部 静内地域保健室	静内地域 保健室長	新ひだか町静内こ うせい町2丁目8-1	企画総務課	(0146) 42-0251	
//	胆振総合振興局 室蘭建設管理部	門別出張所長	日高町字緑町 41-64		(01456) 2-5231	
//	日高振興局森林室	室長	浦河町常盤町 26番地の4		(0146) 22-2451	
//	静内警察署	署長	新ひだか町静内古川 町1丁目3-22	警 備 係	(0146) 43-0110	
//	新 冠 町	副町長	北星町 3-2	総務課 総務グループ	(0146) 47-2111	
//	新 冠 町	総務課長	北星町 3-2	総務課 総務グループ	(0146) 47-2111	
//	新冠町 教育委員会	教育長	北星町 3-2	教育委員会 管 理 課	(0146) 47-2111	
//	一般社団法人 日高医師会	理事 (新冠町立国民健康 保険診療所長)	浦河町大通 2丁目26-1		(0146) 22-6262	
//	日高中部消防組合	新冠支署長	中央町 5-3	警 防 係	(0146) 47-2666	
//	//	新冠消防団長	//	警 防 係	//	
//	北海道電力ネットワー ク(株)静内ネットワー クセンター	静内ネットワー クセンター所長	新ひだか町静内こ うせい町3丁目1 -2		(0146) 42-0009	
//	東日本電信電話(株) 北海道南支店	苫小牧営業 支店長	苫小牧市旭町 3丁目6-13	総 括 担 当	(0144) 35-4330	
//	日本郵便(株)	新冠郵便局長	東町 15-7		(0146) 47-2495	
//	北海道電力(株) 静内水力センター	静内水力 センター所長	新ひだか町静内 中野町1丁目 10-15		(0146) 42-0429 42-1249	
//	浦河海上保安署	署長	浦河町潮見町 42-1		(0146) 22-9118	

### 3 運 営

町防災会議の運営は、新冠町防災会議条例（昭和38年条例第7号）の定めるところによる。

### 4 防災会議専門委員

防災会議は、新冠町防災会議条例第4条第1項の規定に基づき専門委員を置き、次の事項の調査を行わせ報告を受けることができる。

- ア 防災会議の問題点、課題の整理に関すること。
- イ 現行計画の点検に関すること。
- ウ 地域防災計画の見直しの素案に関すること。
- エ 防災訓練に関すること。

## 第2 災害対策本部の組織

### 1 災害対策本部

災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び廃止は、新冠町災害対策本部条例（昭和38年条例第8号）の定めるところによるものとする。

#### （1）設 置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災の推進を図るため、災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置するものとし、設置の基準は次のとおりとする。なお、設置基準に該当する事項のほか、緊急を要する事態が生じた場合は、設置することができるものとする。

#### <災害対策本部設置基準>

風 水 害	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。</li><li>・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。</li><li>・多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。</li><li>・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li></ul>
雪 害	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。</li><li>・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。</li><li>・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</li><li>・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li></ul>
地 震 津 波	<ul style="list-style-type: none"><li>・震度6弱以上の地震が発生したとき。</li><li>・沿岸に大津波警報が発令されたとき。</li><li>・地震、津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</li></ul>

(2) 組織等

ア 組織

災害対策本部の組織については、別表1のとおりである。

イ 運営

災害対策本部の運営については、新冠町災害対策本部条例（昭和38年条例第8号）によるものとする。

(ア) 本部員会議の開催

本部員会議は、災害対策本部の職務遂行上の重要事項を協議するため、本部長（町長）が必要と認める場合に開催する。

ウ 所掌

災害対策本部の所掌事務は、別表2のとおりである。

(3) 設置場所

災害対策本部は原則として町役場庁舎内203会議室に設置することとし、代替として日高中部消防組合消防署新冠支署とする。

(4) 廃止

本部の廃止時期は、次のような場合に本部長（町長）の判断により廃止する。

ア 予想された災害の危険が解消されたと認められたとき。

イ 災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

(5) 本部の設置及び廃止の通知公表

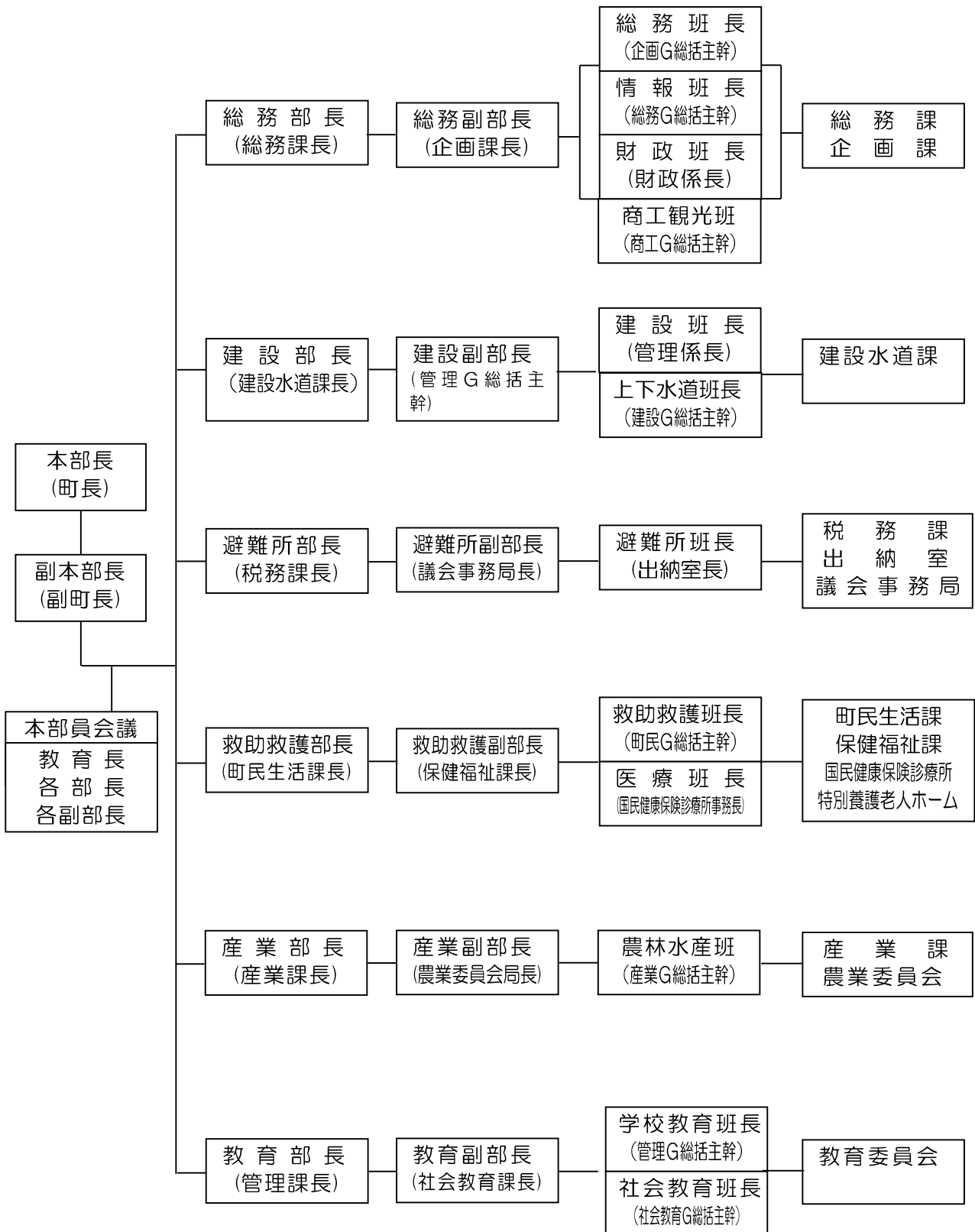
災害対策本部を設置及び廃止したときは、総務部(総務班)は庁内及び関係機関等に次のとおり通知公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部班	庁内放送及び防災行政無線又は電話等
防災関係機関	電話等
地域住民	防災行政無線又は報道機関を通じて
報道機関	電話及び口頭又は文書



別表1 災害対策本部組織系統図

注：( )内は平時の役職名。



別表2 各部各班の業務分担

所 属	班	対 策 業 務
総 務 部	総 務 班	1 災害業務の総合計画に関する事 2 災害対策本部の設置に関する事 3 各部班の連絡調整に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事 5 予報、特別警報・警報・注意報、並びに情報等の伝達に関する事 6 団体その他の協力調整に関する事 7 自衛隊の派遣要請の依頼に関する事 8 防災会議に関する事 9 災害対策基本法に基づく応援要請に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事 11 災害情報の報告に関する事 12 災害状況の調査に関する事 13 消防団の出動に関する事 14 住民に対する避難の指示に関する事 15 その他各部に属していない災害業務に関する事
	情 報 班	1 災害情報の収集に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 災害の広報に関する事 4 災害時の写真記録に関する事 5 その他災害防止及び救護活動に対する連絡調整に関する事 6 交通規制情報の収集・伝達に関する事
	財 政 班	1 災害対策の予算措置に関する事 2 災害時における支払資金の調達に関する事 3 町有建物等の被害状況調査及び応急措置に関する事 4 町有車両の管理及び運行に関する事 5 人員物資の輸送に関する事
	商工観光班	1 商・工業者の被害状況調査及び救護対策に関する事 2 中小企業への災害融資等の対策に関する事 3 災害用食料の確保に関する事 4 観光施設等の被害状況調査及び復旧対策に関する事 5 観光客の安全対策に関する事
	建 設 部	建 設 班
上下水道班		1 水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 災害時における飲料水の供給に関する事 3 下水道施設の被害状況調査及び復旧作業に関する事 4 応急作業に必要な資材の確保に関する事 5 給水広報に関する事 6 非常給水及び給水制限に関する事
避難所部	避難所班	1 避難所の開設・収容に関する事 2 避難者の安否情報に関する事 3 被服、寝具、その他生活必需品の確保及び給与に関する事 4 被災住民に対する町税の減免等に関する事



救助救護部	救助救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護施設の設置に関する事。</li> <li>2 被災者相談所の設置及び対策に関する事。</li> <li>3 要配慮者等の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>4 災害救助法の実施に関する事。</li> <li>5 救護物資の受入れ・配分に関する事。</li> <li>6 災害時における救助及び応急的救助施設に関する事。</li> <li>7 日赤救助活動との連絡調整に関する事。</li> <li>8 災害時における炊き出し及び食品の給与に関する事。</li> <li>9 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>10 被災者に対する生活保護に関する事。</li> <li>11 義援金品に関する事。</li> <li>12 り災証明に関する事。</li> <li>13 被災者の保健衛生に関する事。</li> <li>14 被災地の防疫及び清掃に関する事。</li> <li>15 老人ホーム入所者の避難支援に関する事。</li> <li>16 その他老人ホームに関する事。</li> </ol>
	医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する医療及び助産に関する事。</li> <li>2 保健所及び医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 死体の処理及び埋葬に関する事。</li> <li>4 医療品に関する事。</li> <li>5 入院患者等の避難支援に関する事。</li> <li>6 災害時の医療救護に関する事。</li> <li>7 医療資器材の確保及び供給に関する事。</li> <li>8 その他診療所に関する事。</li> </ol>
産業部	農林水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業施設及び農畜産関係の被害状況の調査報告、応急措置、復旧対策に関する事。</li> <li>2 被災農家の援護対策に関する事。</li> <li>3 水産関係及び林業関係の被害状況の調査報告、応急措置、復旧対策に関する事。</li> <li>4 林野火災予消防対策に関する事。</li> <li>5 治山、治水対策に関する事。</li> <li>6 被災漁家の援護に関する事。</li> <li>7 海水位の観測等に関する事。</li> </ol>
教育部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設の応急措置復旧対策に関する事。</li> <li>2 被害状況の調査報告に関する事。</li> <li>3 各小中学校の連絡調整に関する事。</li> <li>4 児童生徒の応急教育に関する事。</li> <li>5 児童生徒の保護計画並びに実施に関する事。</li> <li>6 被災児童及び生徒に対する学用品の供与に関する事。</li> <li>7 被災児童及び生徒に対する防疫、給食に関する事。</li> </ol>
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育・体育施設の被害状況調査報告及び応急措置、復旧対策に関する事。</li> <li>2 重要文化財等の保護に関する事。</li> <li>3 その他教育施設に関する事。</li> </ol>

## 2 現地災害対策本部等

### (1) 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下、現地本部という）を設置することができる。

### (2) 組織等

#### ア 組織

(ア) 現地本部は、災害対策本部の職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。

(イ) 災害対策本部各班は、必要な災害対策に係る連絡調整員を現地本部に派遣し、一体的な対策を実施するものとする。

(ウ) 住民避難や学校施設被害が想定される場合、災害対策本部は、連絡調整員を現地本部生活福祉班に派遣するものとする。

#### イ 所 掌

現地災害対策本部の所掌事務は、別表3のとおりである。

#### (3) 廃 止

現地本部の廃止時期は、次のような場合に本部長（町長）の判断により廃止する。

ア 予想された災害の危険が解消されたと認められたとき。

イ 災害発生後における現地本部での応急対策が概ね完了し、災害対策本部で対応できると認められるとき。

#### (4) 通 知

本部長は、現地本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、関係市町村長及び防災関係機関の長に通知する。

#### (5) 現地災害対策連絡本部の設置

本部長は、(1) から (4) に準じて、現地災害対策連絡本部を設置することができる。

別表3 現地災害対策本部の各班の業務分担表

総務班	1 被害状況や被災地の対応状況の把握及びこれらに関する情報の災害対策本部等への連絡に関する事 2 被災者の救助及び救出に係る防災関係機関との調整に関する事 3 被災地からの要望の把握及び要望事項の災害対策本部への報告に関する事 4 調査団等の現地調査等に係る連絡調整に関する事 5 その他現地災害対策本部の役割を果たすために必要な事務に関する事
広報班	1 被災者の救助及び救出に係る広報や住民等への情報提供に関する事 2 広報に関する関係機関との調整に関する事
保健医療班	1 被災者に対する医療救護の実施に関する事 2 医療救護関係機関との調整に関する事
生活福祉班	1 被災地における避難者に対する救援救護の実施に関する事 2 救援救護関係機関との調整に関する事

### 第3 公共団体及び民間団体との協力

災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体・自治会の協力を得て連携協力しながら、災害対策の万全を期するものとする。

### 第4 職員の動員配備

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部に非常配備体制をとるものとする。

ただし、本部等が設置されない場合であっても、その都度、状況に応じて町長は、非常配備に関する基準に準じて必要な体制を整えるものとする。

#### (1) 配備体制

地震発生時における配備基準及び配備内容は、次のとおりとする。

体 制	配 備 基 準	配 備 内 容	措 置 基 準
第1非常 配 備 (準備体制)	1 町内に震度4の地震が発生したとき 2 沿岸に「津波注意報」が発表されたとき	1 情報連絡のため各部長・副部長及び総務班長をもって当たるものとする 2 状況によりさらに次の配備に移れる体制をとる。	1 危険区域の巡視及び警戒
第2非常 配 備 (警戒体制)	1 町内に震度5弱の地震が発生したとき 2 沿岸に「津波警報」が発表されたとき 3 町内に局地的な地震（津波）災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき	1 各部の班長以上の職員とする。 2 各対策部は直ちに次の配備体制に移行できるよう体制を確立する。	2 住民への周知
第3非常 配 備	1 町内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 沿岸に「大津波警報」が発表されたとき 3 町内に局地的な地震（津波）災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき	1 災害対策本部の全員をもって当たる。 2 各対策部は直ちに災害応急活動ができる体制を確立する。	1 住民の避難準備と避難指示 2 避難指示（基本法第60条）

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## (2) 非常配備体制の組織

非常配備体制の組織は、「別表1 災害対策本部組織系統図」に準じ、必要な者を指名して対策にあてる（別表4および別表5参照）。

## (3) 動員計画

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合、災害対策本部の組織体制を確立できるように本部等職員の動員を図るため、伝達系統及び伝達の方法並びに連絡責任者等を次のとおりとする。

### ①本部職員等に対する伝達

#### ア 平常執務時の計画

平常時における職員等の配備体制は、非常配備体制により行うものとする。また、配備体制の連絡系統は、本章第1節第4「職員の動員配備」の2「非常配備体制の組織」の別表4による。（平常時の伝達系統図）

#### イ 休日・退庁後の計画

##### (ア) 休日・退庁後における各部員の連絡方法

各対策部長は、部所属の各部員の住所及び連絡方法を把握しておき、本章第1節第4「職員の動員配備」の2「非常配備体制の組織」の別表5の伝達系統図に従い直ちに動員できるよう措置をするものとする。

##### (イ) 警備員による非常伝達

警備員は次に掲げる情報を察知したときは、防災担当職員（総務課総括主幹）に連絡して指示を受け、必要に応じて関係課長に連絡するものとする。関係職員に対しても電話又は伝達員等を通じて連絡するものとする。なお、警備室には本章第1節第4「職員の動員配備」の2「非常配備体制の組織」の別表5の伝達系統図を表示しておくものとする。

- ・ 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ・ 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ・ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

### ②職員の非常登庁

災害対策本部員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害の発生あるいは、災害発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属長との連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

また、連絡が取れない場合等、自らの判断により自主登庁とする。緊急参集場所は、原則的に所属先とするが、居住地によって庁舎に直行が困難な場合は、居住地に近い避難所に参集し、支援にあたるものとする。

ただし、地震により管内で震度4以上の揺れが観測された場合又は太平洋沿岸中部に津波注意報（警報）が発令された場合の情報を察知したときは、ただちに登庁するものとする。

③各部の非常連絡員

ア 総務部（総務班）と各部の連絡調整を図るため、各部に非常連絡員を置く。

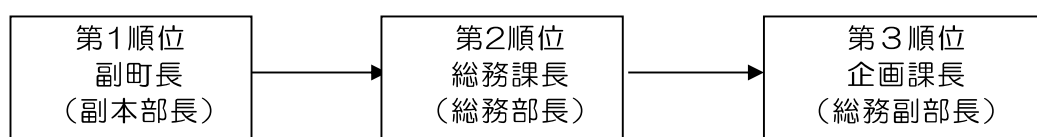
イ 各部長は、部の非常連絡員をその都度、総務部長に報告するものとする。

④消防機関への伝達

町長は、災害対策本部を設置した場合、その配備体制について総務部が、日高中部消防組合消防署新冠支署に通報するものとする。

第5 町長の職務の代理

災害対策本部の設置など、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときの代替職員については、次のとおりとする。



別表4 平常執務時の伝達系統図  
(災害・気象予報警報)

第1非常配備の範囲

第2非常配備の範囲

第3非常配備の範囲  
(全職員)

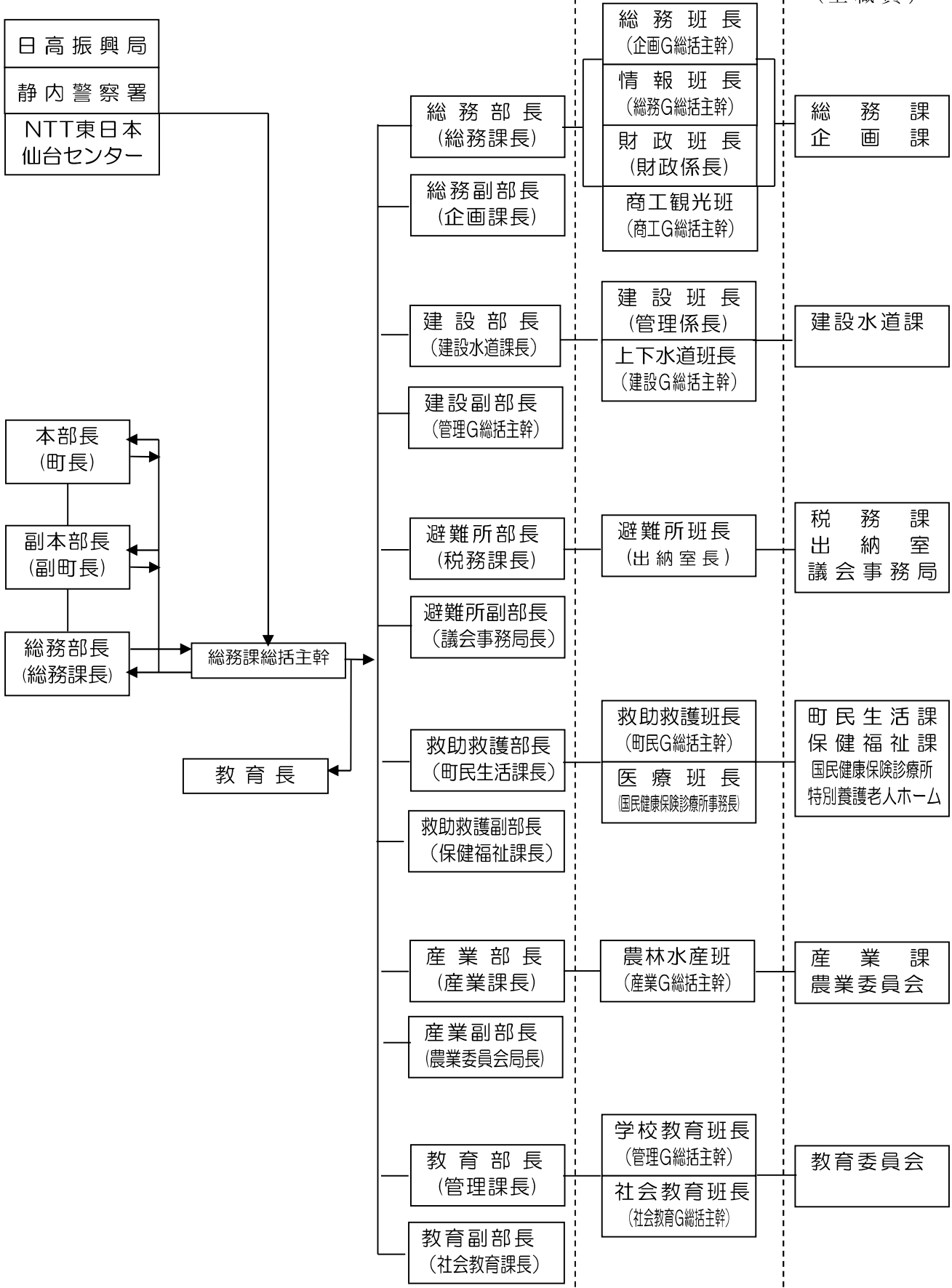
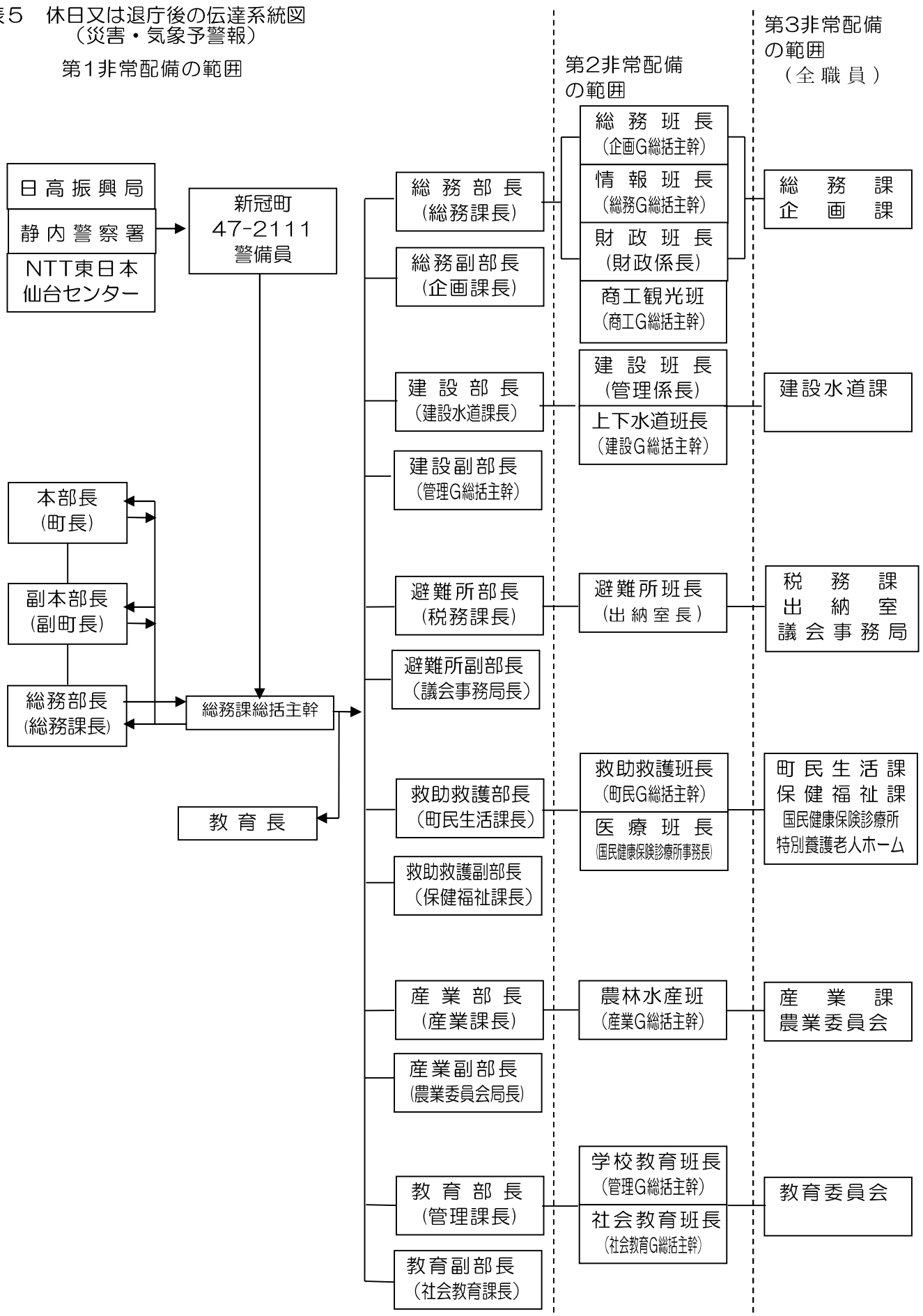


表5 休日又は退庁後の伝達系統図  
(災害・気象予警報)



## 第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震、火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報、特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

### 第1 気象業務組織

#### 1 予報区と担当官署

##### (1) 一般予報区

一般予報区は、我が国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道全域においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台）と7つの府県予報区に分割されており、本町は「胆振・日高地方」に属する。なお、自己の予報区に、海に面する区域がある場合、海岸線からおおむね20海里以内の海域（沿岸の海域）を含むものとする。

府県予報区名	一次細分区域名	担当気象官署
胆振・日高地方	日高地方	室蘭地方気象台

注) 1海里は1,852km

##### ア 一次細分区域

予報区を気象特性及び地理的特性により分割し、行政区域によって調整した区域でかつ、天気予報を定常的に細分して行う区域をいう。

##### イ 二次細分区域

一次細分区域をさらに分割し、行政区画によって調整した区域で、注意報・警報の標題にその区域名を付加してするものをいう。

予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新ひだか町、新冠町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町

(注) 一次細分区域及び二次細分区域はそれぞれの海岸線からおおむね20海里以内の海域を含むものとする。なお、注意報及び警報において自己の担当予報区の海域を一括して表現する必要があるときは、「沿岸の海域」の名称を用いる。



## (2) 海上予報区

海上予報区は、全国海上予報区（気象庁本庁担当）と12の地方海上予報区とに分かれており、そのうち北海道は、札幌管区气象台と函館海洋气象台が担当する。

### ア 札幌管区气象台の担当区域

茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

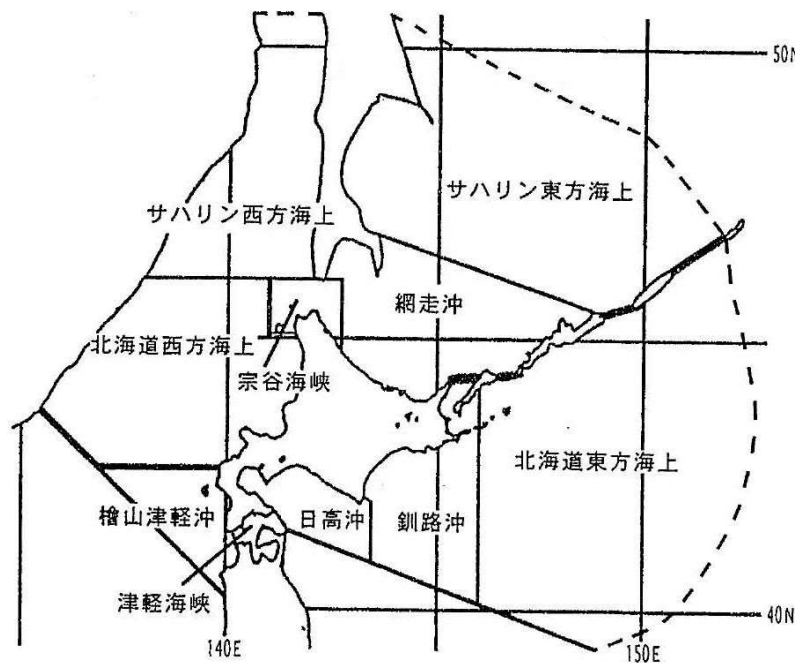
（サハリン東方海上、サハリン西方海上、網走沖、宗谷海峡、北海道西方海上）

### イ 札幌管区气象台の担当区域

尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

（北海道東方海上、釧路沖、日高沖、津軽海峡、桧山津軽沖）

### ウ 海上予報区域の細分区域図



## 2 予報区担当官署の業務内容

気象官署別の予報警報等の業務内容は、次のとおりである。

担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数
札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 異常天候早期警戒警報 1箇月予報 3箇月予報 暖侯期予報 寒侯期予報 地方気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
室蘭地方气象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 注意報・警報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 随時 随時
札幌管区气象台 (地方海上予報区 担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海水予報	毎日2回(07、19時) 随時 随時

- (注) 1 以上のほか、札幌管区气象台は海面水温予報を公表している。  
2 土曜日、日曜日、祭日等により発表日が前後することがある。

## 第2 注意報、警報、特別警報及び火災気象通報

気象等に関する注意報、警報、特別警報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、注意報・警報・特別警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

### 1 注意報・警報・特別警報の種類、発表基準及び伝達（津波を除く。）

#### (1) 一般向けのもの

##### ア 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

##### (ア) 気象注意報

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上		
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上で雪による視程障害を伴う		
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
	30mm以上、山間部・黄金道路方面50mm	50mm以上山間部・黄金道路方面80mm	80mm以上、山間部・黄金道路方面120mm以上
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	12時間降雪の深さ25cm以上		
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合		
	視程が陸上で200m以下、海上で500m以下		
雷注意報	落雷等により災害が予想される場合		
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合		
	最小湿度35%以下、実効湿度65%以下		
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	24時間降雪の深さ30cm以上、又は積雪の深さ40cm以上で日平均気温5℃以上		
着雪注意報	着雪により通信線や送電線等に災害が起こると予想される場合		
	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続		
着氷注意報 (船体)	着氷により船体に災害が起こると予想される場合		
	水温4℃以下・気温-5℃以下で風速8m/s以上		

霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合
	最低気温3℃以下
低温注意報	低温のため農作物その他に著しい被害が予想される場合
	5月～10月（平均気温）平年より4℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月（最低気温）平年より6℃以上低い。
融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	融雪に相当する水量と24時間降水量の合計60mm以上

(イ) 気象警報

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上		
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上で雪による視程障害を伴う		
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
	50mm以上かつ総雨量80mm以上、山間部・部・黄金道路方面70mm以上かつ総雨量120mm以上	80mm以上、山間部・部・黄金道路方面120mm以上	120mm以上、山間部・黄金道路方面180mm以上
	括弧を付して大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として特に警戒すべき事項が明記される。		
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	12時間降雪の深さ40cm以上		

(ウ) 特別警報

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
地面現象※		
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※地面現象については、大雨特別警報（土砂災害）として発表する

(エ) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(オ) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(カ) 高潮注意報及び警報

高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について災害が起こるおそれがある場合
	(潮位：TP上) 潮位が0.9m以上

高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある
	(潮位：TP上) 潮位が1.3m以上

(キ) 波浪注意報及び警報

波浪注意報	風波、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	有義波高3.0m以上
波浪警報	風波、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	有義波高6.0m以上

(ク) 洪水注意報及び警報

洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
	/		80mm以上、山間部・黄金道路方面120mm以上、ただし融雪期に
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
	/		120mm以上、山間部・黄金道路方面180mm以上、ただし融雪期には雨量と融雪量(相当水量)の合計

(ケ) 防災気象情報と警戒レベル

警戒 レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒 レベル5	氾濫発生情報	(大雨特別警報 (浸水害)) ※1	(大雨特別警報 (土砂水害)) ※1
警戒 レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ 情報 (非常に危険)
警戒 レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布	・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ
警戒 レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・土砂災害に関するメッシュ 情報 (注意)
警戒 レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性)		

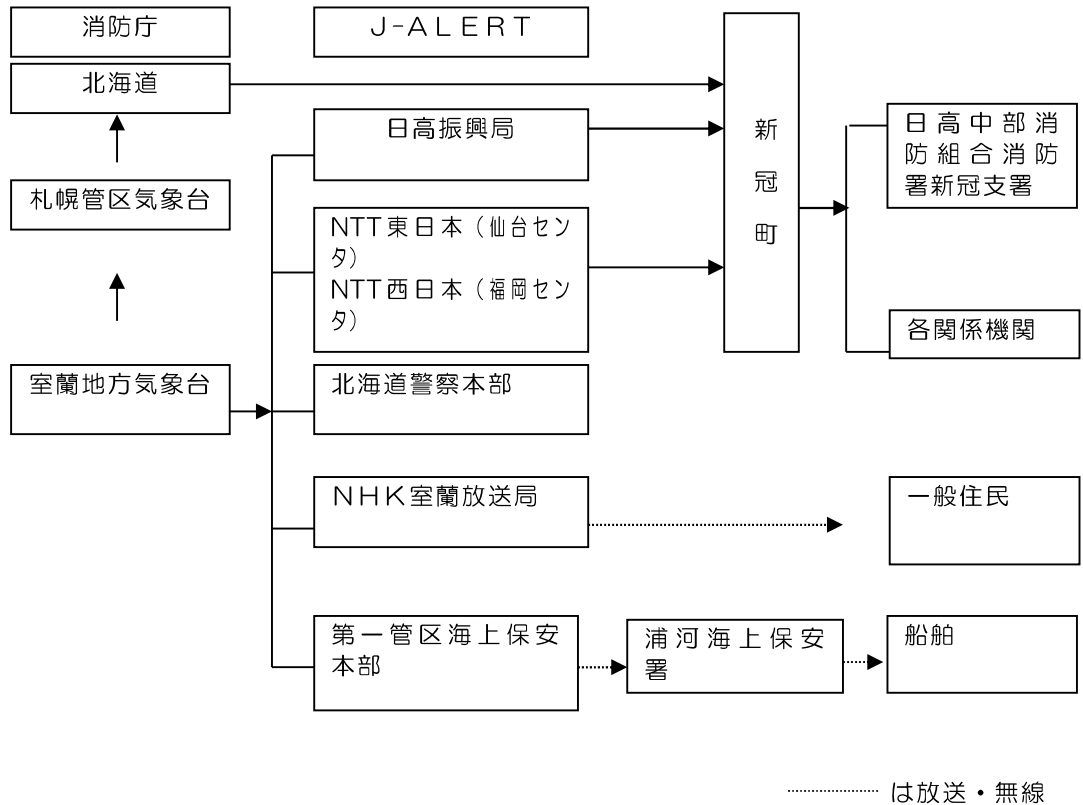
※1 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報【洪水】や警戒レベル5相当情報【土砂災害】として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※2 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルの位置づけを改めて検討する。

イ 記録的短時間大雨情報の発表基準

発表官署	対象区域	1時間雨量(mm)
室蘭地方気象台	新冠町	100

ウ 注意報、警報、特別警報の伝達系統図





(2) 船舶向けのもの

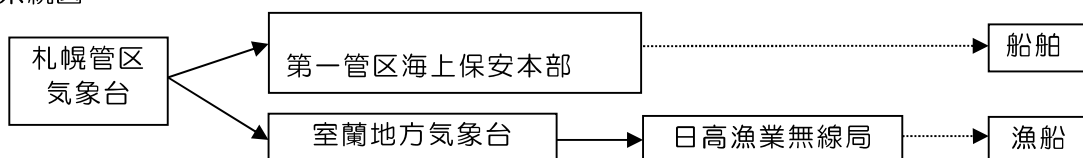
ア 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって次の5種類に分けて発表する。

種 別	呼 称		説 明
	英 文	和 文	
一般警報	WARNING	海上風警報 カイジョウ カゼ ケイ ホウ	気象庁風力階級表の風力階級7(28~33Kt)の場合
		海上濃霧警報 カイジョウ ノウ ム ケイ ホウ	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報 カイジョウ キョウフウ ケイ ホウ	気象庁風力階級表の風力階級8(34~40Kt)及び9(41~47Kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報 カゲヨウ 村 ワケイ 村	気象庁風力階級表の風力階級10(48Kt~)以上の場合{熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt~)の場合を除く}
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報 カイジョウ タイ フウ ケイ ホウ	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt~)の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし カイジョウ ケイ ホウ ナ シ 海上警報解除 カゲヨウ ケイ 村 カゲ ヨ	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。

イ 伝達系統図



..... は放送・無線

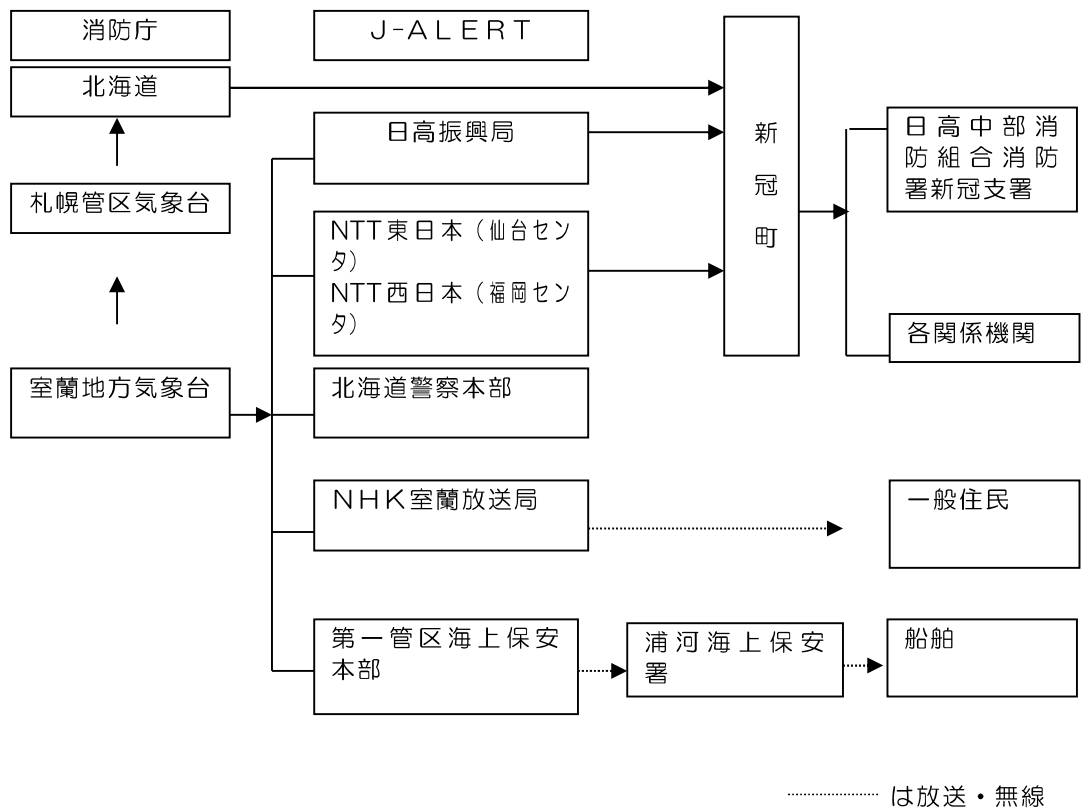
(3) 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

ア 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 伝達系統図



(4) 火災に関するもの

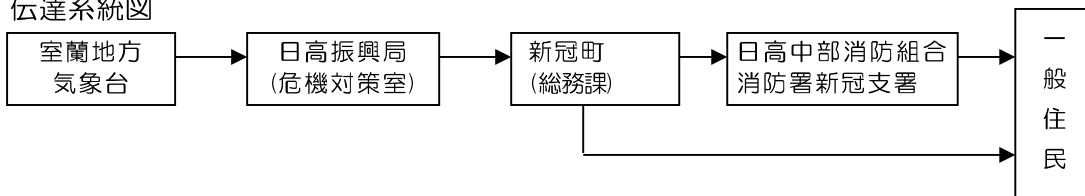
ア 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条に基づき室蘭地方気象台から北海道に通報される。通報を受けた北海道は、管内各町へ通報し、各町は消防機関へ通報する。

(ア) 通報基準（振興局管内）

実効湿度65%以下で最小湿度35%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で12 m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が基準値以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(イ) 伝達系統図



## (ウ) 火災警報の発令

ア 気象の状況が火災の予防上危険である旨通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づき町長は、火災に関する警報を発令するものとする。

火災警報の発令・解除、発令者、伝達方法については、日高中部消防組合「火災警報に関する規則」（昭和46年規則第11号）に基づき行うものとする。

## イ 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第5節「林野火災対策」により実施する。

## 2 各種情報

気象、地象（地震、火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等により災害がおこるおそれがある場合、気象官署は、担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報や警報、特別警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報等を発表する。

## 第3 異常現象を発見した者の措置等

### 1 通報義務（災害対策基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの情報が最も迅速に到達するように努力しなければならない。

### 2 警察官等の通報（災害対策基本法第54条第3項）

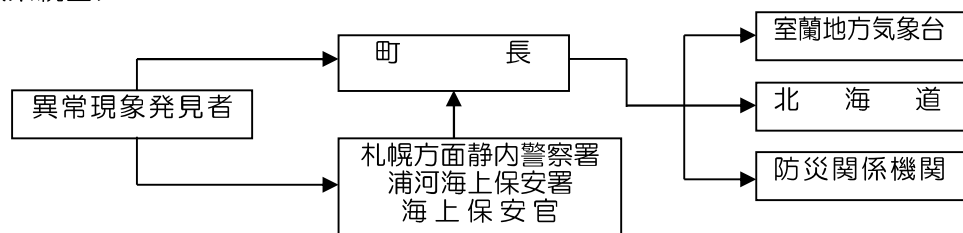
異常現象発見者から通報を受けた警察官及び海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

### 3 町長の通報（災害対策基本法第54条第4項）

町長は、異常現象に関する通報を受けた場合、室蘭地方気象台に通報しなければならない。

【通報先】室蘭地方気象台（室蘭市山手2-6-8） TEL：0143-22-4249, 3227

<通報系統図>



## 第4 気象予警報の伝達計画

1 気象予警報等の発令がされた場合の伝達方法及び系統は、次によるものとする。

(1) 気象予警報等の伝達方法

本町において気象予警報等を受理した場合は直ちに気象予警報処理簿（別表1）に登載し、総務課長及び総務課総括主幹に対し、口頭又は電話により連絡するものとする。総務課長及び総務課総括主幹は次に定める伝達系統により町長及び副町長に連絡するものとする。

(2) 平常時の連絡系統

気象予警報の伝達系統については別表2のとおりとする。

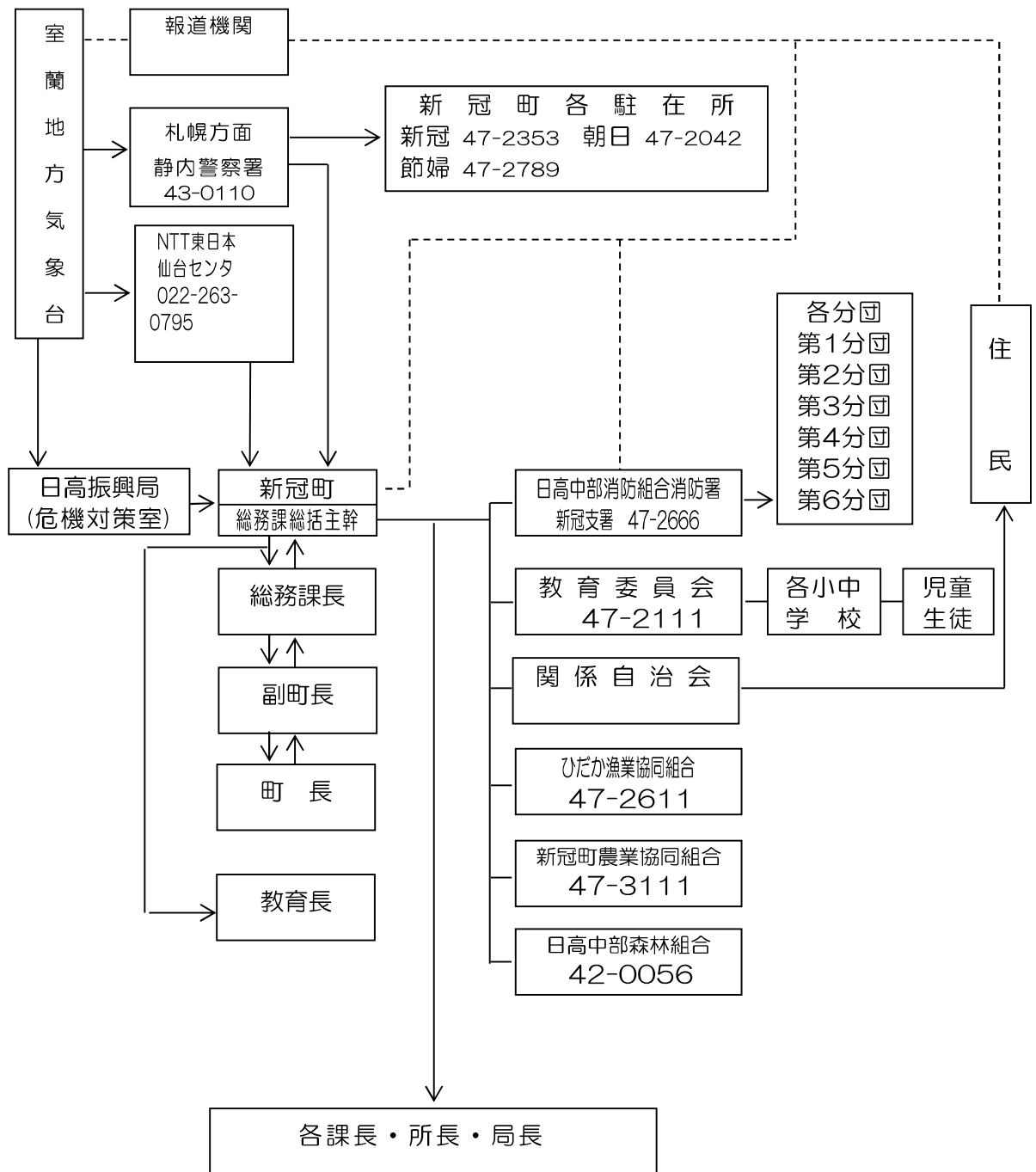
(3) 休日又は退庁後における伝達方法及びその系統については本章第1節第4「職員の動員配備」の別表5によるものとする。

別表1

気象警報・注意報等処理簿

町長	副町長	課長	総括主幹	主幹	係長	係	合議	
情報の種類	注意報 警報 情報				発信者			
					受信者			
発表時刻	年 月 日 時 分				受信時刻	年 月 日 時 分		
通知内容	.....							
	.....							
	.....							
	.....							
	.....							
	.....							
処理内容	連絡先	電話	時刻	受信者	連絡先	電話	時刻	受信者

別表2 気象予警報の伝達系統



### 第3節 地震・津波情報に関する計画

地震、津波等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、地震動警報、津波警報等を迅速かつ確実に伝達し、異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

#### 第1 地震及び津波に関する情報

##### 1 地震動警報等

###### (1) 地震動警報及び地震動予報

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

※ 別紙1 気象庁震度階級関連解説表

###### (2) 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。また、町は室蘭地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

##### 2 地震に関する情報

地震に関する情報の種類と内容は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。



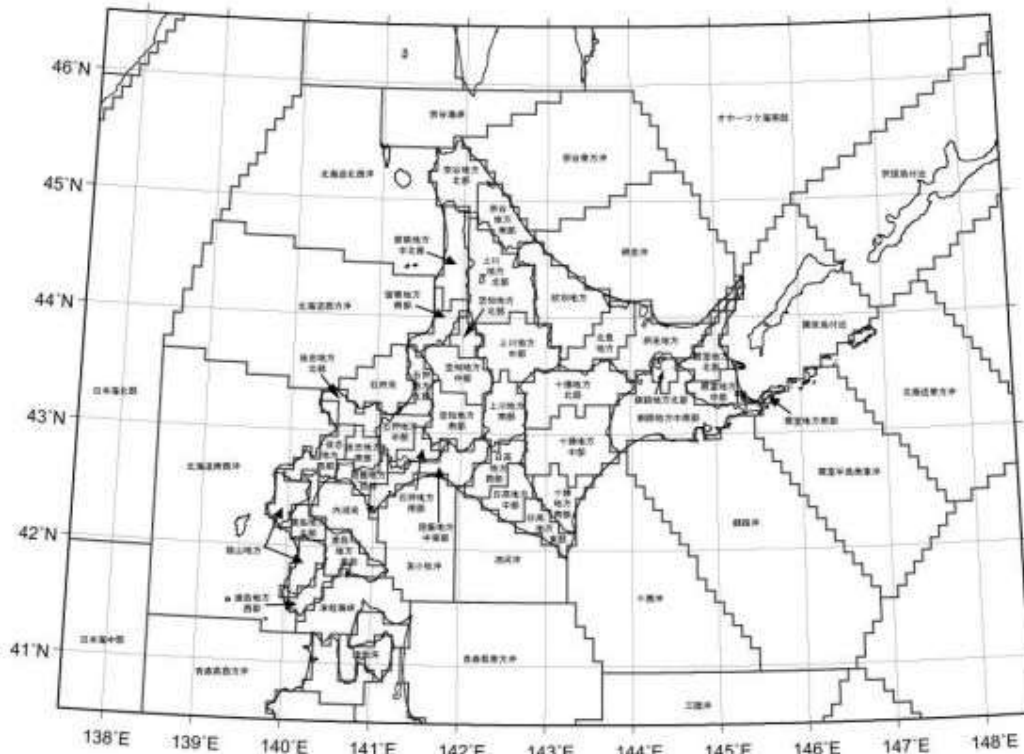
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)</li> </ul>	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</p>
震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度3以上</li> <li>津波警報または注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報(警報)を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p>
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> </ul>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</li> </ul>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上</li> </ul>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マグニチュード7.0以上</li> <li>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul>	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>

### 3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区



緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域は、次のとおりである。  
 新冠町は「日高振興局中部」地域

#### 4 震央地名



#### 5 津波警報等の種類及び内容

##### (1) 津波警報等の種類

警報・予報の種類	内容等
大津波警報 及び津波警報	担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する
津波注意報	担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合には「津波注意報」を、重大な災害の発生が予想される場合には「大津波警報」または「津波警報」を発表する。(以下、これらをまとめて「津波警報等」と言う。

種類	発表基準	発表する津波の高さ	
		数値表現 (津波の高さ予想区分)	定性的表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ) 10m (5m<高さ≤10m) 5m (3m<高さ≤5m)	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)

(注1) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(注3) 地震規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、現在の技術では無理である。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該地域で想定される最大規模の地震が発生したものとみなし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報をただちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対策をとる必要がある。

なお、地震発生から15分程度で、正確な地震規模を想定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

## イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

## 6 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

第1波については、到達時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた最大波の高さとその観測時刻を発表するが、大津波警報や津波警報の発表中において、その観測値が予想される津波の高さより十分小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」と発表する。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準
大津波警報	観測値 $>1\text{m}$ （基準に達しない場合、「観測中」と発表する）
津波警報	観測値 $\geq 0.2\text{m}$ （基準に達しない場合、「観測中」と発表する）
津波注意報	すべて数値で発表（ごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

第1波については、沖合での観測時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた最大波の高さとその観測時刻を発表する。また、津波は沖合ではまだ小さいため、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さ及び沿岸への推定到達時刻もあわせて発表する（沖合の観測点が比較的沿岸に近く、推定が可能な場合のみ）。

これらの観測値や推定値は、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが予想される津波の高さより小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」や「推定中」と発表する。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準
大津波警報	沿岸の推定値 $>3\text{m}$ （基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」と発表する）
津波警報	沿岸の推定値 $>1\text{m}$ （基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」と発表する）
津波注意報	すべて数値で発表

津波情報を利用するにあたっての留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・到達予想時刻は、津波予報区の中でも最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・予想される津波の高さは、津波予報区の中での予測値のばらつきを考慮したうえで、安全サイドに立ち比較的高めの値をもとに発表しているが、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。

### ③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

### ④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測所に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
- ・沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

## 7 津波予報区

津波予報区は、全国で66区、北海道では6区に分かれており、札幌管区気象台が担当する。なお、遠地津波予報に関しては、気象庁本庁が全ての予報区を担当する。

### (1) 津波予報区名とその地域

(札幌管区気象台担当津波予報区)

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東を除く。)、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局(積丹岬北端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、桧山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

(注) 根室振興局には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び檜取郡を含む。

(2) 津波予報区





計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0～0.4	0	人は揺れを感じない。						
0.5～1.4	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5～2.4	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5～3.4	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5～4.4	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車も運転して、揺れに気付く人がいる。				
4.5～4.9	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0～5.4	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなり、一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5～5.9	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0～6.4	6強	立っていることができず、はわないと移動することができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水管に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5～	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動ができない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

注1) 地震情報などにより発表される震度階級は、観測点における揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算されるものである。

注2) ライフラインの[ ]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

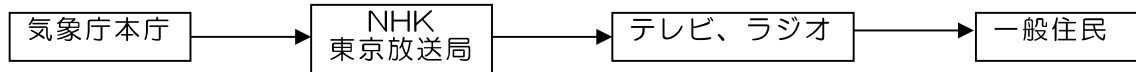
## 第2 地震・津波情報の伝達計画

### 1 地震・津波情報の発令がされた場合の伝達方法及び系統は、次によるものとする。

本町において日高振興局及びNTT東日本仙台センターから地震・津波情報を受理した場合は直ちに気象予警報処理簿（別表1）に登載し、総務課長及び総務課総括主幹に対し、口頭又は電話により連絡するものとする。総務課長及び総務課総括主幹は次に定める系統により町長及び副町長に連絡するものとする。

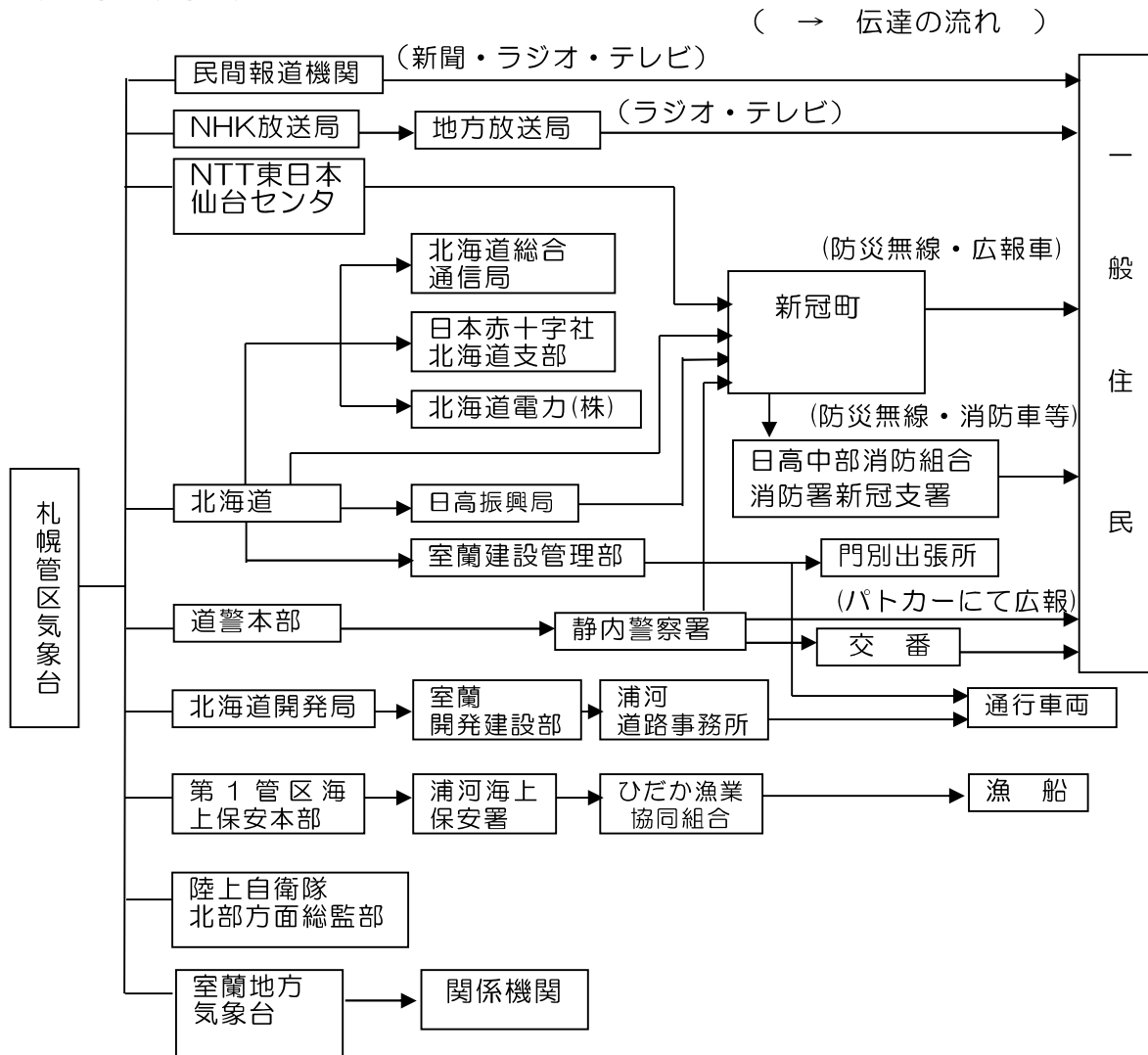
#### (1) 地震動警報の伝達

地震動警報等の伝達の流れは、次のとおりである。



#### (2) 津波警報等の伝達

津波等警報等の伝達の流れは、次のとおりである。



(注) NTT東日本仙台センターには、津波警報と津波警報解除のみ通報する。

法定伝達は太線、その他は細線。

(3) 平常時の連絡系統

地震・津波情報の伝達系統については別表2のとおりとする。

(4) 休日又は退庁後の連絡系統

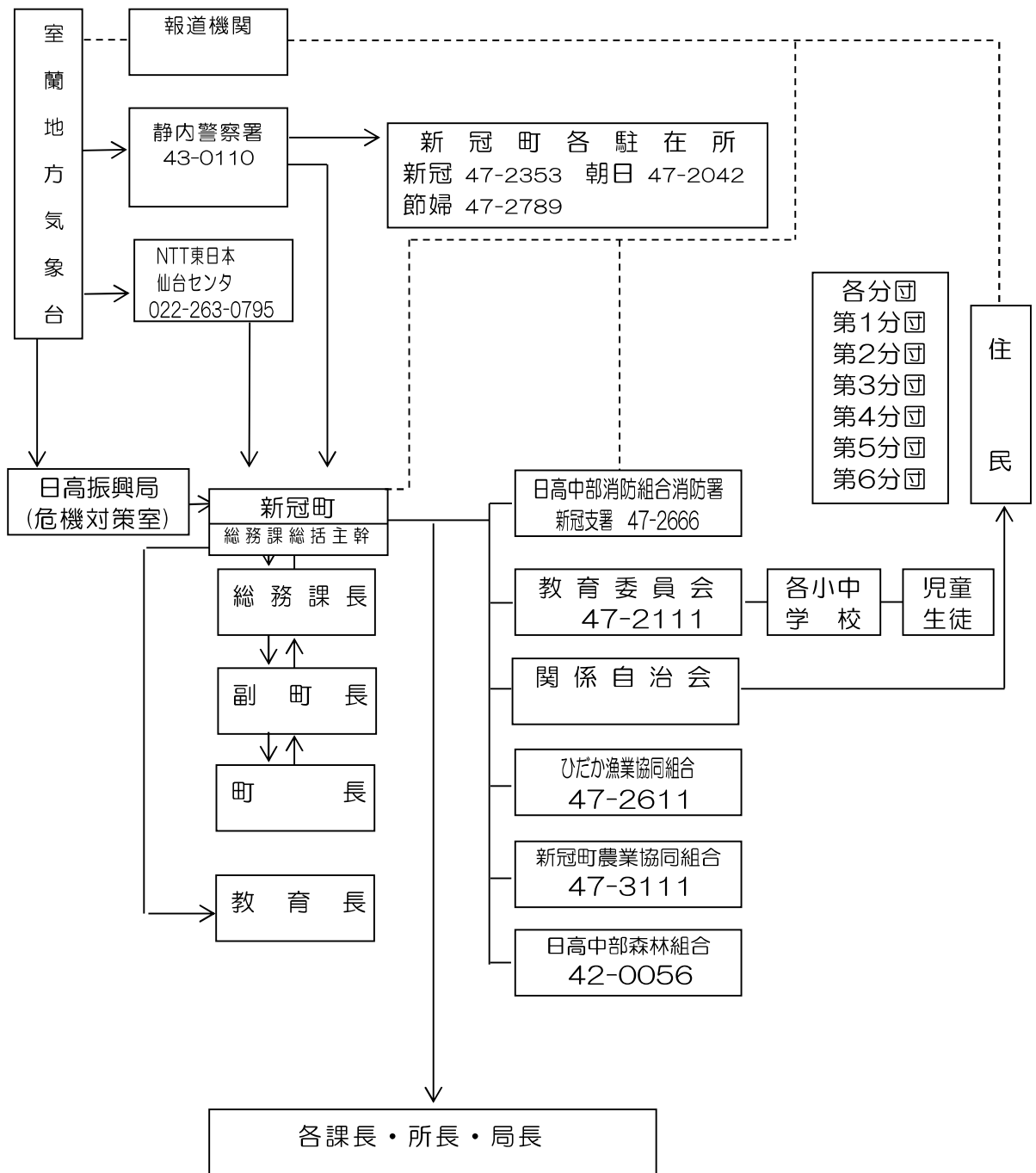
休日又は退庁後における伝達方法及びその系統については本章第1節第4「職員の動員配備」の3「動員計画」の別表5によるものとする。

別表 1

気象警報・注意報等処理簿

町 長	副町長	課 長	課長補佐	主 幹	係 長	係	合 議	
情報の種類	注意報 警 報 情 報				発 信 者			
					受 信 者			
発表時刻	年 月 日 時 分				受信時刻	年 月 日 時 分		
通 知 内 容	.....							
	.....							
	.....							
	.....							
	.....							
	.....							
処 理 内 容	連絡先	電 話	時 刻	受 信 者	連絡先	電 話	時 刻	受 信 者

別表2 地震・津波情報の伝達系統



### 第3 沿岸での処置

#### 1 海面監視

強い地震により津波警報等が発令されたときは、直ちに海面状態の変化を監視する。  
監視に当たっては、安全な場所から監視できる体制を確立しておく。

#### 2 避難指示等

津波警報が発表されたとき、又は海面監視により異常現象を発見したときは、直ちに沿岸地域住民に対し、避難の指示を行うとともに、その周知徹底を図る。

また、津波警報等の情報が入手できない場合においても、覚知した震度に応じて避難指示を行う。

津波警報の伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等多様な手段を活用して行う。

### 第4 異常現象を発見した者の措置等

#### 1 通報義務（災害対策基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの情報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

<異常気象>

- 地震に関する事項：頻発地震、異常音響及び地変
- 水象に関する事項：異常潮位又は異常波浪

#### 2 警察官等の通報（災害対策基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官及び海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

#### 3 町長の通報（災害対策基本法第54条第4項）

町長は、異常現象に関する通報を受けた場合、室蘭地方気象台に通報しなければならない。

【通報先】室蘭地方気象台（室蘭市山手2-6-8） TEL：0143-22-4249, 3227

<通報系統図>

